

第3章 基本的な考え方

1 山口市が目指す男女共同参画社会

認めあい 支えあい ともに夢拓くまち やまぐち

を基本理念とし、性別や分野にかかわらず、

誰もが自己実現を夢みることができる地域づくり

誰もが自己実現を果たせる地域づくり

誰もが能力を発揮できる地域づくり

に取り組み、一人ひとりが尊重され自分らしく生きることができる社会の実現をめざします。

基本目標1 すべての世代が男女共同参画の意義を理解するための環境づくり

性別に基づく固定的な社会通念・習慣・しきたりなどから生まれるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）をあらため、すべての世代がお互いの人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できるように、男女共同参画についての理解を促します。

基本目標2 あらゆる分野で男女ともが活躍できる環境づくり

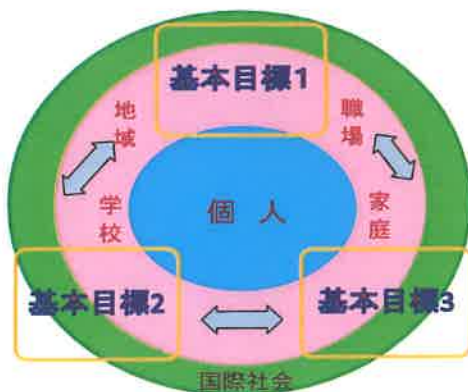
「男は仕事、女は家庭」というかつての家族の姿はすでに標準ではなくなり、多様化しています。社会の変化に対応するためにも、男女があらゆる分野の意思決定の場に対等な立場で参画することで、多様な価値観や発想など新しい視点を取り入れ、様々な立場を考慮した政策等の実施が実現できます。

一人ひとりの経済的自立は喫緊の課題であり、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつけられ、多様で柔軟な働き方の実現により、男女が互いに責任を分かち合い、家事・子育て・介護等の必要な支援を受けながら参画し、一人ひとりが仕事と生活のあり方を様々な選択でき、性別に関係なくあらゆる分野で活躍できる社会をめざします。

基本目標3 男女ともに健康で安全・安心な暮らしづくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことや、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪・性暴力など男女間のあらゆる暴力を根絶することは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。

すべての人が、健康を享受し、尊厳と誇りを持って安心して暮らせる社会の実現をめざします。



※ この図は、山口市男女共同参画推進審議会により作成されました。
3つの目標が、全ての領域（「あらゆる場所」、「あらゆる機会」）に関わっていることを示します。
3つの目標は各々の領域において、各領域の質を保障し、かつ高めます。

2 計画体系の見直し

本基本計画では、山口市男女共同参画推進条例の基本理念の下、国の「第5次男女共同参画基本計画」や「第5次山口県男女共同参画基本計画」、「女性活躍推進法」、「第二次山口市総合計画」等を踏まえ、新たな課題に対応し、男女共同参画の取組をわかりやすく示すために、3つの「基本目標」及び、重点目標となる10の「施策の方向性」、26の「基本的施策」に計画体系を見直しています。

3 計画体系図

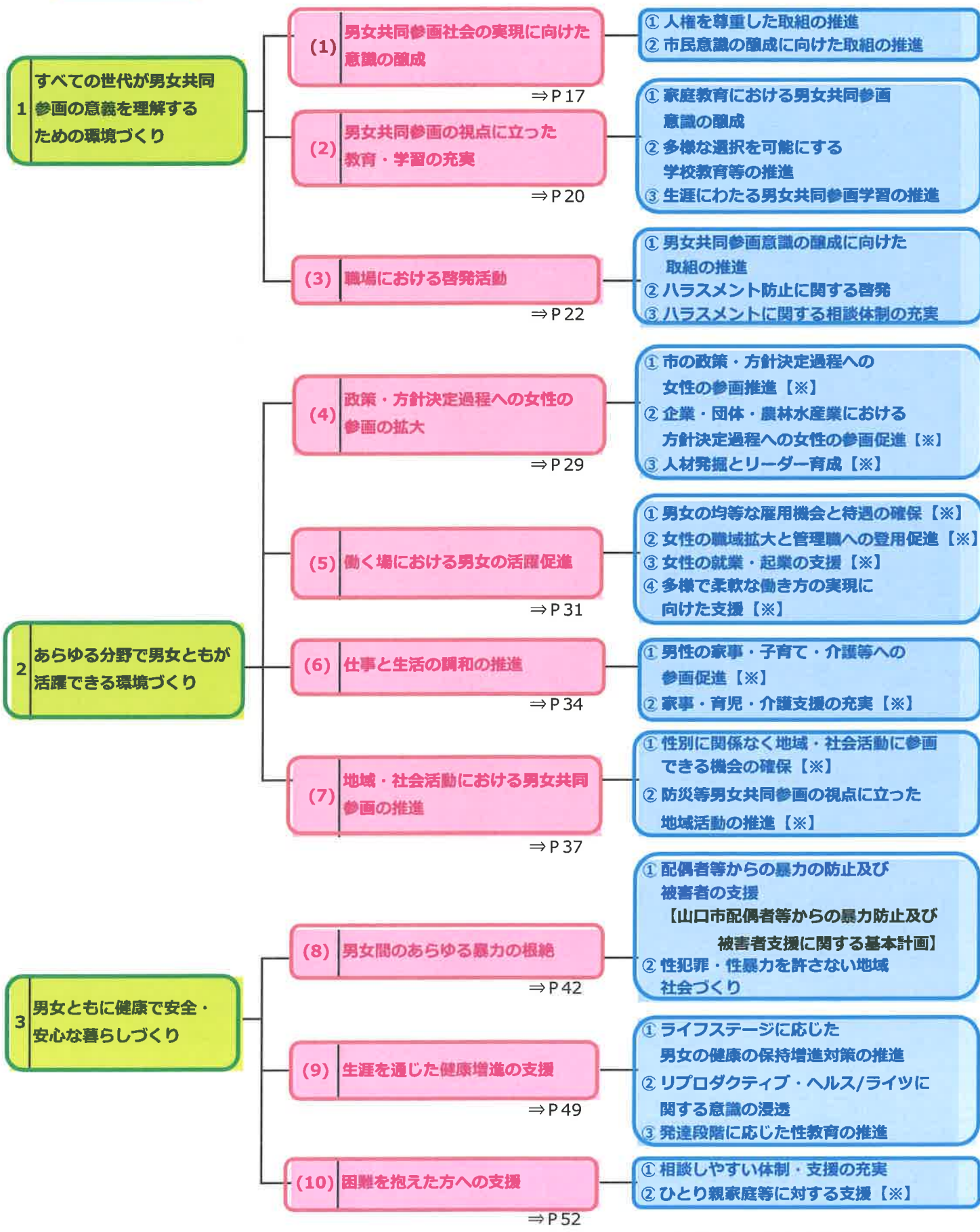
男女共同参画社会の実現

認めあい 支えあい とともに夢拓くまち やまぐち

基本目標

施策の方向性 (重点目標)

基本的施策



【※】は山口市女性活躍推進計画

4 計画の推進

(1) 推進体制

① 山口市男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野にわたり、市全体での男女共同参画の取組が必要であることから、副市長を本部長として各部局長等で構成する庁内組織である「山口市男女共同参画推進本部」において、庁内の連携強化を図り、男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

② 山口市男女共同参画推進審議会

山口市男女共同参画推進条例の規定に基づき、市長の附属機関として設置している「山口市男女共同参画推進審議会」は、市民や学識経験者、関係団体の代表などで構成しており、市長の諮問に応じ、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策等について調査・審議し、市長に答申するほか、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

(2) 進行管理

本計画に基づいて実施される様々な男女共同参画推進の取組について、進捗状況を把握するため、各課へのヒアリングや市民意識調査、事業所調査などを実施します。

さらに、男女共同参画推進施策の実施状況を審議会に報告し、意見及び評価を受けて基本計画の進行管理を行います。

また、条例の規定に基づき、毎年、実施状況の報告書をまとめ、市民に公表します。

